

秋田県図書館総合電算システム更新事業 企画提案競技審査会要領

第1条 目的

この要領は、秋田県立図書館総合電算システム更新事業企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、受託候補者を選定する企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 所掌事務

審査会は、実施要領10に掲げる審査及び受託候補者の選定に関する事務を所掌する。

第3条 組織及び運営

- (1) 審査会は、次に掲げる者を審査員とし構成する。
 - ① 図書館長
 - ② 生涯学習課長
 - ③ 企画振興部デジタル政策推進課ICT戦略推進監
 - ④ 図書館主幹
 - ⑤ 図書館主任図書専門員
- (2) 審査会に会長を置き、前項①の者をもって充てる。
- (3) 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- (4) 審査会の事務局は、図書館総務チームに置く。

第4条 審査会の招集等

- (1) 審査会は会長が招集し、会長がその議長となる。
- (2) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 審査会は、審査員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- (4) 審査員は、やむを得ない事情により審査会に出席できない場合は、所属部署の職員を審査員代理として指名し、出席させることができる。ただし、第3条第1項第1号については副館長の役職にある者とする。
- (5) 審査会は非公開とする。
- (6) 会長は、必要に応じて審査員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 審査の実施方法及び基準等

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書や経費見積書、その他の書類のほか、参加者によるプレゼンテーション等により実施する。
- (2) 審査は、別に定める審査要領に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

第6条 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月16日から施行する。